

新政権下、「積極的護憲」の道を探る

憲法9条維持でいかなる安保政策が可能か

ジャーナリスト 前田哲男

本年は「日米安全保障条約」が発効して五〇年目にあたる。時を同じくして外務省に設置された「有識者委員会」による「密約検証報告書」が発表された。限定された分野とはいえ「安保の嘘」が認定された意義は大きい。本稿は（公表以前に執筆）直接それに触れるものでないが、「密約安保」のもつて半世紀をふりかえりつつ、重い課題である完全保障について、私たちは何を考えるべきか。現実を見据えた対抗構想構築へ、今後のありかたを提言する。

1

日米安保五〇年の今……

読者が本誌を手にする四月中旬は、一九六〇年、日米安保条約の批准をめぐる「安保国会」におけるはげしい論戦と、議事堂を取りまくデモ隊のシユプレヒコール——「安保粉砕、岸を倒せ！」が国会周辺に渦巻いた「安保闘争」の日々から五〇年目にあたる。この年、衆議院に設置された

- 1 日米安保五〇年の今……
- 2 約束された言葉
- 3 行なわれた事実
- 4 「密教」としての安保
- 5 日米密約解明を何につなげるか
- 6 「積極的護憲」へ——江田ヒシジョンと石橋構想の再評価

もつて「新安保」は発効した。それから五〇年。折しも国会では「普天間問題」や「安保密約」が論議されている。当時を知る世代には、半世紀まえの論争が（熱度は比べものにならないにせよ）現在と二重写しされ、追体験しているような気分になる。

政権交代実現により、日米安保問題は、理念の相違から現実的な政策選択の場につり、主客の立場にも変化が生じた。とりもなおさずそれは、従来「護憲・安保放棄」の旗印をかかげ自民党政権勢力と対峙してきた側に、安全保障政策全般にわたる「どうする・どうなる」の問いが突きつけられたことを意味する。連立政権成立後の半年余、「普天間基地移設」や「安保密約解明」への対応に止められた「迷走やぶれ」と評される姿勢も、好意的に見れば、試行錯誤と（展望ではないにしても）可能性模索への苦悶と見えなくもない。

国民大部分が安保改定を望まず、しかし憲法9条も支持するという「ねじれた世論状況」にあるなか、理念と現実のあいだにどのような架橋が試みられるべきか？ いま護憲の側にもとめられることは、「望むことと可能なこと」なすべきこととなしうることの弁別であり、憲法理念を現実政策に反映させる——「積極的護憲」への転換ではなからうか？

「日米安全保障条約等特別委員会」は、二月一三日に審議をはじめ、五月一九日の質疑打ち切り・強行採決まで、委員会開催日三九日、質問者三八人、質疑時間一五三時間におよぶ論戦をくりひろげた。委員会採決につぎ翌日未明、警官隊五〇〇人を導入した本会議での自民党単独採決も強行され、一か月後に自然承認、六月二三日の批准書交換を

本稿の主題は、日米関係と防衛政策の今後のあり方、すなわち「憲法9条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か」を考察することにあるのだが、それにはまず、安保国会で条約が国民にどのようなものとして説明されたのか、調印者の行なつた有権解釈が、（にもかかわらず）いか後に日米関係のなかで変質・運用されていったか、その検証がなされなければならない。「密約検証」の目的はそこにあるはずである。「約束された言葉」と「行なわれた事実」の乖離があらかになり、亀裂が実証されるならば、「安保条約破棄」と「日米同盟堅持」のあいだに、二者択一でない「9条と安保の整合性確保」という修復の方途——第三の道を見いだせるかもしれない。

2

約束された言葉

安保検証の手がかりとして、「打ち切られた質問」と「欠落した問題」を見ておこう。そこに「密約安保の五〇年」がはじめた瞬間と変質への第一歩がうきぼりにされている。六〇年五月一九日、「安保特別委」で採決が強行される直前、質問に立っていたのは社会党・横路節雄議員だった。「民間港の米軍使用問題」が取りあげられていた。議事録から抜粋する。

横路委員 実際の戦闘作戦が行なわれる場合に、必ず横須賀か佐世保しか使われないというものではない。(米軍の)軍用船は、緊急の場合は他のいずれの日本の港にも入ることができる。一たん入港して、それから再びその艦隊の戦列に入ることがあり得るじゃありませんか。あなたたちは、アメリカが、第七艦隊が使うのは、必ず横須賀か佐世保だけだろう(というが)、そんなことないですよ。通常の開港、港については、どこでも出て、入って、それから作戦行動の任務を与えられていくことがある、これが基地拡大なんです。

〔発言する者多し〕

小澤委員長 静粛に願います。

林(修)政府委員(法制局長官) 米軍が作戦とかあるいは駐留のために使うというものは、まさに施設・区域、そういう必要があるものは施設・区域に提供するわけであります。従って、この条約の趣旨として、それ以外のものはない。港の出入りは、全く技術的な問題でございまして、緊急の場合では、たとえば非常に水がなくなつたとか、あるいは暴風雨でそこに避難をしなければいかぬ、そういう場合には開港以外に入つてもよろしい、こういうことでございませぬ。施設、区域でないものは、別に米軍が必要とするものでないわけで、裏からいつても表からいつても、そういうことはあり得ないわけでございます。

横路委員 外務大臣、この点が重大なですよ。たとえば北海道に

小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後〇時三七分休憩

午後一〇時二五分

小澤委員長 休憩前に……

〔発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能〕……

午後一〇時二七分

ここで自民党議員が「質疑打ち切り動議」提出、可決された(ことになっている)。

安保条約、地位協定および関連国内法は、委員長発言——「聴取不能」以下の混乱下で採決に付され、「起立多数」(実際、全員が起立していたのだが)、「委員長報告どおり可決」とされた。安保特別委議事録は、ここで閉じられた。だが、打ち切られた議事録最後のページには、やがてあらわになる「約束された言葉」と「行なわれた事実」の急激な斜面がすでにしめされている。

3

行なわれた事実

第一は、横路議員が追及していた「民間港への米軍艦寄港問題」である。藤山外相と林法制局長官は、米艦の民間港入港は「ありえない。あつても荒天避泊の場合のみ」む

において、函館とか小樽とかいうところは、天然の良港であつて、戦前においても日本の海軍がこれを利用してゐる。だから、こういう港に入つてきて、それが作戦任務を与えられて出ていく、そのことは、一切事前協議の対象にならないという。これを事前協議の対象にして下さい、藤山外務大臣、答弁して下さい。

藤山國務大臣 私はちつとも重大だと思つておりませんので、この条約におきまして、アメリカの要求する軍事的な施設というものを置きますのは、施設・区域を提供したことの目的のためにそれが使用されるわけで、それ以外のところには、そういう意味で使用されないであります。安全保障条約の目的として、そういうことは考えられないわけでございます。

横路委員 外務大臣、私たちは国民にかわつて尋ねている。横須賀、佐世保以外に、北海道においても、函館や小樽等においては天然の良港で、戦争前においては日本の海軍は利用していた。だから、そういうところに入つて、そうして出て行くことについては、今の答弁で事前協議の対象にならないということがはつきりした。私たちは、そういう意味で、この基地が拡大をされる、自由に使われる、そうして出入については、戦闘作戦行動の任務を与えられて出て、これは事前協議の対象にはならないということが明らかにになりましたから、そこで、私は午前の質問はこれでやめておきます。

〔質問がなければ打ち切り〕「まだある、休憩」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然)

ねの答弁をしたが、のちの経過はそうならなかつた事実をあきらかにする。二〇〇九年、全国民間港への入港実績は二二回にのぼつた。小樽(二月、駆逐艦)と函館(一〇月、掃海艦)にもはいつた。今年も小樽に第七艦隊旗艦「ブルーリッジ」(二月)が、高知・宿毛湾にミサイル巡洋艦「レイク・エリー」が寄港した(二月)。いずれも「補給」「親善」を名目としているが、〇四年以降、日本海で北朝鮮にたいする米海軍の「弾道ミサイル哨戒活動」が日常的につづいてゐることを考えると、「作戦任務」の一環であると思つてほばまちがいない。第七艦隊の民間港寄港は完全に常態化した。横路議員の指摘は的を射っていたのである。

第二に、そもそも横路質問は、安保条約とともに国会批准に付された「日米地位協定」にかかわる事項であつたのだが、国会論戦が安保条約本体の質疑未了段階で打ち切られたため、地位協定の内容についての逐条審議はまったく行なわれないまま一括採決され、可決されることとなつた。地位協定は、安保第六条Ⅱ「基地の許与」にかんする運用取り決めであり、いわば安保のOS(基本ソフト)にあたる。横路質問は、協定第五条Ⅱ「公の船舶・航空機の出入国」の定義と限界にもかかわらずのものだつた。質問さなかに審議打ち切り・強行採決となつた結果、地位協定は厳密な解釈をあたえられないまま実施にうつされた。その

後、沖繩返還交渉時における米側からの「地位協定のリベラルな解釈」要求をうけて「思いやり予算」という経費負担が創設され、また日米合同委員会(協定第二五条)合意のもと、第五條の解釈が「低空飛行訓練」や「民間港寄港」にまで拡大、自由飛行・随時寄港へと日常化していくのも、この日の「打ち切られた質問」がもたらした禍根だった。

第三に、「言葉」と「事実」のもつとも重大な乖離は、国会審議の場にいつさい登場することのなかった「密約」の存在である。条約発効後、そしてげんに行なわれている日米軍事協力の運用原則は、密約を基礎にした「裏の安保」にあったと断定して過言でない。議事録を読むかぎり、国会で表明された「表の安保」のほうは、「日本国憲法のワク内ですべてのことが律せられる」、「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せない」、「核持ち込みはいかなる場合もノーという」、「将来、常駐なき安保もありうる」(いずれも岸首相答弁)などで一貫している。しかしそれらは、すべて二枚舌であった。

たとえば、「常駐なき安保」の部分についてだけ(こんにち鳩山首相の「有事駐留論」が自民党から「非現実的」だと批判されているので)政府答弁を見ておくと、岸首相は――「この新しい安保条約において、有事駐留ということの可能性が認められておるかどうかというご質問がありまし

七年)、「周辺事態協力」(九九年)、「共通の戦略目標」(〇二年)にいたる「自衛隊との一体化路線」にしても、密約Ⅱ「裏安保」のキーワードを使えばたやすく解説できる。国民に見えたのは、文字どおり「氷山の一角」だった。

密約検証作業は、目下、岡田外相のもとで一部が進められているが、そこで対象となっている四密約――①核持ち込み密約、②朝鮮有事密約、③沖繩への核再持ち込み密約、④沖繩基地原状回復費肩代わり密約(三月九日の「有識者委員会報告書」により、③をのぞく三件に「広義の密約が存在する」と認定されたが)――そのうち、①と②は安保改定交渉の過程で日米交渉責任者である藤山外相とマッカーサー駐日大使のあいだでかわされたことがわかっている。もちろん岸首相の承認があったのはまちがいない。密約には、安保条約の運用にかんし国会で説明する予定の範囲を大幅に踏みだす米軍行動の自由、容認する日本の立場が明記されていた。だが、それらは国会における「表の安保」審議から完全に秘匿され、政府答弁はタテマエだけのきれいごとで終始するのである。新安保条約は、そのような二重構造を持つて生まれたのであり、国民が聞いたのは密約部分抜きの「約束された言葉」でしかなかった。検証作業は、「安保氷山」の一部をあかるみに出したが全体構造解明にはほどとおい。

た。これを禁じておるものでないとお答え申し上げておるわけでございます。しかしながら、現在の客観情勢からいうと、常時駐留を認めておくことの方が、必要であるということを申し上げまして、無限に常時駐留を認めなければならぬということをおっしゃるわけではございません(特別委五月七日)。

と将来の可能性を留保し、また、林法制局長官はより明確に、「米軍が日本にいるかいないかということ(安保)第五條は必ずしも問うところではないわけでありませぬ。米軍がいなくとも、当然米軍が日本を防衛する義務はこの第五條によつてかぶつておる。かりに有事駐留になりまして第五條は当然に働く、そういうことでございます(同)。」と第五條Ⅱ共同防衛と第六條Ⅱ基地提供が一体のものでないと明瞭に答弁している。

これら岸政権が国会で行なつた「安保公権解釈」をくつがえす密約の存在は、九〇年代に米外交文書が公表されるまで、知られない事実だった。一連の米解禁記録により、はじめて岸も池田政権(原子力艦艇の核つき寄港容認)佐藤政権(韓国有事における日本基地からの戦闘作戦行動容認、沖繩返還時の核再持ち込みや補償費肩代わりなど)につらなる「密約安保の系譜」が浮かびあがってくるのである。また、冷戦終結後の展開――「新ガイドライン」(九

4

「密教」としての安保

ではなぜ、岸政権は対米・対国会の二枚舌を用いたのか。「日米新時代」をめざす岸にとつて、新安保とは「集団的自衛権が行使できる日本」、すなわち、完全な再軍備を果たすこと、そのために「憲法改正Ⅱ9条廃止」と「治安確立Ⅱ左翼組織暴力の排除」が必要、との次元で受けとめられていた。「安保改定Ⅱ日米新時代」実現には、まず、対内的に「強力な日本」を再建することが不可欠の前提だった。

岸は、首相に就任(一九五七年二月)すると、すぐさま貧乏・汚職・暴力追放からなる「三悪追放」を打ちだす。また改憲に向けた「憲法調査会」を発足させた。翌五八年、米誌「ニューズウィーク」とのインタビューで「憲法から戦争放棄条項を除去するときにきた」と言明(一〇月)、おなじ月、「暴力追放」の着手として「公共の安全と秩序」維持のため「警察官職務執行法(警職法)改正案」を国会に提出した。日米間で「安保条約改定」が合意され交渉開始となるのは、このような時代背景においてなのである。のちに岸はつぎのようにのべている(岸信介の回想)「文藝春秋社一九八一年)。

「警職法の改正は私の施政全体からいっても重要な法案だったんですよ。安保条約は相当の反対を予想して、その

反対をあくまで押切つてやるという強い決意をもち、命をかけてやるつもりだったから、その秩序を維持するため（前提として警職法の改正はどうしても必要だと考えていたんです）。

ここに「岸安保」の本音が語られている。「改憲と国権」を二本の足とし、集団的自衛権行使という腕力、対米戦争協力も辞さない「有事国家日本」をつくることよってアメリカとの軍事同盟を確立する、その意味での「対等」である。だが、国民は「岸安保構想」を受けいれなかった。岸政権のもとでの総選挙（五八年五月）で自民党は改憲に必要な三分の二議席を確保できず、「警職法改正案」も世論のつよい反発をうけて廃案（五八年十一月）となった。警職法改悪反対闘争の担い手となった社会党・総評は、すぐに「日米安保条約改定阻止国民会議」を結成（五九年三月）、やがて空前の「反安保国民運動」、「岸を倒せ！」の声が全国に渦巻くようになる。国会論戦で岸が「表の安保」に固執せざるをえなかった理由は、「岸戦略」の対内側面——反対運動を力で押さえ込む戦略——が「安保国会」と「安保闘争」で破綻したためである。安保国会を取材した共同通信記者・内田健三は『戦後保守政治の軌跡』（岩波書店八二年）で、「（安保をテコに改憲をという岸構想）、ところが、現実の条約は国内交渉の流れの中で、ほとんど無害に近い条約に

明が重要であることはいうまでもない。密約検証は、今回対象となった四事案にとどまらず、「安保五〇年の病理解剖」としてとりくまれ、全容を「安保白書」にまとめあげる必要がある。そうして実態を直視したのち、「密約の失効通告」がなされ、ならば今後の日米関係および安全保障政策をどうするか、が議論されるべきであろう。歪曲のうえに肥大化した安保構造を変えていく方策、それが「五〇年目の安保」の投げかける課題である。検証・公表・失効通告の手つづきを踏むことによりはじめて、「安保と9条」の両立を矛盾なく受けいれてきた「世論のねじれ現象」——「安保神話がつくりだした呪縛」ともいべき難問解消とそのもとにおかれてきた国民感情を、あらたな合意形成に向け説得できる。

解決への道は、①安保条約を破棄する（廃棄論）、②条約から密約部分を除去し「表の安保」にもどす（公権解釈回復論）、③日米地位協定を改定し基地問題を解決する（常駐なき安保論）の三方向が考えられよう。併せて、あたらしい安全保障のあり方——近隣諸国との「共通の安全保障」構築（東アジア共同体構想）や核廃絶への道すじ（東北アジア非核地帯設置条約締結）などが、より具体的に提示されなくてはならない。

①の廃棄論は、安保第一〇条Ⅱ「効力終了」規定により、

なつちやつたわけですよ。（国会審議で）結果的に全部枠を締められた」とのべている。議事録にのこされたのは、それら「公権解釈」のわずかずである。

国会審議を「表の安保」で切り抜け、六月二三日の批准書交換日に岸首相は辞職を表明した。しかし「二枚舌」のもう一方は生き残った。米側にあたえた言質は隠しとおされた。以後、自民党政権は、表向けに「顕教としての安保Ⅱ日本防衛に限定・専守防衛路線」をかかげつつ、そのじつ「密教としての安保」にもとづき、周辺事態・海外派兵、米軍再編・日米軍事一体化へとみちびかれる安保協力分野を築いていった。米軍基地新設をみとめた「普天間問題」の源流もそこにある。「安保の五〇年」がくりだした実像とは、このようなものだったのである。

同時に、自民党政権の崩壊は、半世紀にわたる虚偽の歴史に終止符を打つ時期がきたことをしめした。憲法規定の「条約遵守の義務」はともかく、すくなくとも密約安保にかんしては、それに新政権が関与していない以上、拘束される条約上の義務はないからである。

5 日米密約解明を何につなげるか

さしあたり「裏安保」の中核となつてきた密約の全容解いづれの国かが通告すれば条約は一年後に廃棄されるので、手続的には通常的外交問題として処理できる。だが、この方式には「国民の支持」という決定的難点があることが各種世論調査の結果に明確だ。有権者がそのような「マニフェスト」を受けいれる見とおしは現在のところほとんどない。

「安保闘争」は、改憲論者・岸首相を退陣させたものの安保それじたいは阻止できず、結果として目的不徹底のうち終幕せざるを得なかった。その限界と、以後発した「表・裏安保」の亀裂が五〇年の歳月のなかで拡大増幅され、「世論のねじれ」に定着されたのである。くわえて、戦後六五年間米軍基地が一貫して存在しつづけた結果、（沖繩を除いた国民の眼から）「異物としての風景」感情がとりのぞかれた面もある。基地フェンスと星条旗は、いま戦後生まれが大半となった日本人に、「生まれながらの自然な光景」と受けとめられている。安保破棄は「世論のねじれ克服」の気長な国民教育からはじめられねばならない。

とすれば、②の方向——密約部分を無効にして「二枚舌政策」を停止し、六〇年安保国会で国民に説明された「公権解釈」の枠内にもどす路線選択——が検討対象にならないだろうか。密約という国家間取り決めはそもそも有効たりえない、もしくは、当時、対米密約があつたとしても、す

でに失効して現政権には効力をおよぼさないという立場表明である。鳩山政権が安保密約に関与（も肯定も）していないのは衆知だから、米政府は（不快感をしめしても）異議をはさむことはありえない。あえて第一〇条Ⅱ効力終了を持ちだすまでもなく、第四条Ⅱ条約の実施に関する随時協議を適用すれば交渉の場が設定できる。

対米協議を行ないつつ、一方国内政治では、密約安保からの脱却が「憲法と安保の整合性回復」という言文一致によつてなされなければならない。政府は国会で「安保は憲法の枠内」と強調しつつ、さまざまな制約条件をあげて安保Ⅱ合憲説を展開した。対米密約を隠しとおした結果、前記内田健三のいうように「ほとんど無害に近い条約になつちやつた」側面がたしかにある。そこから、いったん「あつたはずの安保」にもどすという選択ができる。「密約停止」により決着するケース（日本基地からの朝鮮有事出動）などもあるが、他方、「非核三原則法」のように法律を制定して国家意思を明確にしめしたほうがよいケースもある。それらをふくめ、時どきの政府が日米安保の定義・運用や憲法9条にかんし「内閣の政策」として誓約したことを、たとえば「平和基本法」のようなものに包括する、もしくは個々の法律として制定（「武器輸出禁止法」「宇宙平和利用法」「海外派兵禁止法」など）、ないし改

きた「安保体制という氷山の水面下」を浮かびあがらせる契機をつくつた。それら安保の矛盾は従来も護憲の側から指摘されていたことであるが、政治気候の変動によつて白日のもとにさらされた結果、「約束された言葉」「行なわれた事実」の亀裂が露呈していくなか、あらたな政策選択の水平線を眺望させる機会となつたのである。自民党体制の崩壊は、護憲運動が転機する跳躍台として活用されなければならない。

いま、もとめられるのは「積極的護憲」の理論的・政策的構築であろう。「変えさせない護憲」から「具現化する護憲」への方向転換、改憲阻止でなく、憲法理念を具現・実践していく（さらによりよき憲法に改正する可能性もふくめた）意味における積極的護憲への展開である。自民党が長期政権の座にあつて磐石の力を誇つていた時期、この議論は正論であつても現実性がなく、また改憲論者に逆手をとられる「戦略的に危険な面」も否めなかつたため、いいだしづらい議論だつた。しかしいま、岸々中曽根く安倍のよくな復古的改憲論が支持をえる情勢は消えた。安倍政権下の参院選と麻生政権下の衆院選がそのことをあきらかにした。民主党にも改憲論者が多数いるのはたしかだが、従来の復古的改憲論とはちがつていて、積極的護憲論がおなじ土俵で議論をたたかわせ論破しうる相手である。だから

廃（周辺事態法「米軍支援法」「PKO協大法」など）するところが考えられる。

それと同時に並行して、③日米地位協定を「国内法優位の原則を基礎に改定し、基地をただちにゼロにはできないにしても、基地活動がもたらす被害と危険を「常駐なき安保」に方向づける道——も着手段階としてとりうる。当面、安保体制を受けいれながら、しかし危険な基地、遊休基地の返還を実現し、米軍（兵士の裁判権もふくめ）の法的地位を国内法優位原則のもとに制限（低空飛行訓練や民間港寄港）し、また不要経費を抑制（思いやり予算廃止）することで、基地周辺住民の被害と不安を最低限度にしていこう。安保体制の「事業仕分け」といってもいい。地位協定改定については、すでに広範な国民合意が形成されている。ドイツ、フィリピン、エクアドルなど他国に例をさがすのもたやすい。日米地位協定改定によつて、とりあえず以上のことができる。

6

「積極的護憲」へ——江田ビジョンと石橋構想の再評価

政権交代は、「普天間」と「密約」を具体的な政策転換の主題として提起し、それまでながく国民の目から隠されていって、いまだちに「積極的改憲」まで口にするものもないが、最低限、護憲の姿勢を「守る・変えさせない」から「具現・実践」への積極的護憲に転換させることは、安全保障政策を刷新するために必要である。「平和基本法」制定はそうした試みとして位置づけられよう。

護憲論者がなぜこの時期、「国民投票法の実施反対」のみにかまけて、鳩山首相が提案した「東アジア共同体構想」（共通の安全保障）への転換）や岡田外相が意欲をしめす「東北アジア非核地帯条約」締結（「非核法」制定）を鼓舞激励しないのか不思議でならない。それら「公権解釈」や「内閣の政策」は、そもそも護憲運動がかちとつてきた成果なのである。

ふりかえると、「積極的護憲」はかつても提起されたことがある。「江田ビジョン」（一九六二年）や自衛隊にかんする「石橋構想」（六八年）である。いずれも内部批判をうけて「荒野の予言」に終わつた。ふたたびその愚を繰り返さない。

「江田ビジョン」は、岸退陣のあと、後継池田政権により「改憲と安保」が正面からはずされた時代（それは同時に「密約安保」が始動しはじめた）に、社会党書記長・江田三郎が対抗構想として提起した「もうひとつの日本」の未来像だつた。アメリカやイギリスなどの資本主義国家の政策

も採り入れつつ、日本社会を「構造改革」することによって変革していくことが可能であるとみなす江田ビジョンは、柱のひとつに「日本国憲法の平和主義」をかかげ、憲法9条の具現化を主張する画期的な提案であったのだが、しかし当時の社会党左派勢力は、「改良主義」、「日和見主義」と批判し葬り去った。

結果は、「憲法改正」を表からはずし、一方で、「なし崩し・既成事実」の手法に戦略転換した池田以降の「解釈改憲」「裏安保路線」に太刀うちできなかった。現在にいたる「維持された9条」対「空洞化される9条」のすれちがいは、江田の先見を共有できなかった護憲側の狭量に発するといっている。もし「江田ビジョン」をとりいれた対抗構想が安保後における護憲の旗印になっていたなら、村山内閣の失敗をみることはなかっただろう。

いまひとつ、「江田ビジョンの各論版」ともいえる、自衛隊の分割・縮小・再編をもちこんだ「石橋構想」も、すこしあとに提案されている。当時社会党の外交防衛政策委員長だった石橋政嗣が発表した、自衛隊を「国民警察隊」に改組・縮小していく政策提起である。そこでは「安保即時廃棄」や「自衛隊即時解体」でなく、革新政権のもとで時間をかけて日米安保体制を別の枠組みに移行させ、自衛隊をゆるやかに解体していく道すじがしめされていた。以下の

日本国憲法の『平和主義』をはじめ『国民主権』『基本的人権の尊重』の三原則の順守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる、三党合意がもられた。これは改憲論に道を開く立場でなく、憲法三原則を実現する方向である。「ビジョン」と「構想」にちかい。いま必要なのは、ここを土台にした護憲側の構想能力なのである。

深瀬忠一北海道大学名誉教授は、「恵庭裁判」（一九六三〜六七）、「長沼裁判」（一九六九〜八二年）などを通じ、ながらく自衛隊違憲訴訟にかかわってきた憲法学者である。『平和憲法の創造的展開——総合的平和保障の憲法学的研究』（編著 一九八七年学陽書房）などで、「批判・抵抗を超えて、立法・行政の基本政策指針の建設・創造の代替案が、たしかに存在する」との主張をのべてきた。近著『平和憲法の確保と新生』（上田勝美・稲正樹・水島朝穂共編 北大出版会〇八年）の終章「二一世紀に選択する三つの路と平和のたたかい」において、「日米同盟強化」路線と「実質的改憲」路線にかわる「第三の道」として、「平和憲法を最高法規として確保し、自主・独立の核廃絶・軍縮の非軍事の国際協力により、国民の「平和のたたかい」により成長させてきたソフトパワー（経済、技術、平和文化、勤勉等）の全力を挙げて、核・地球時代に人類が生き残るため、正

四条件——①政権の安定度、②政権の自衛隊の掌握度、③平和中立外交の進展度（国際情勢の変化）、④国民世論の支持——が前提となる。

これら四条件の達成度を勘案しながら、そのもとで自衛隊の漸減に着手し実行する。自衛隊が必要でなくなる時期がくるまでは、「国民警察隊」ないし「国土警備隊」として国土防衛機能を維持していくというものである。「石橋構想」は、その最終段階として、⑤国連が公正な国際紛争処理機関として権威を確立したあかつきには、国連警察軍に組み入れる、という「国連の下の安全保障」を提案していた。この段階で日米安保は不用となる。

「石橋構想」は、以上の条件のもとで自衛隊縮減をはかり、それら過程を積みかさねることによって、最終的に9条実現をめざすというもので、「江田ビジョン」とおなじく自民党安保政策への護憲側からの対抗構想であった。しかし、この提案も黙殺された。対抗構想の不発、対米従属路線にたいする護憲側の政策欠如——六〇年以降の日米軍事協力（裏安保）は、護憲側の背後に回った自民党の「改憲はずし」と護憲側の「現実回避」のもとで実体化されていくのである。「世論のねじれ」が形成され、定着していった大きな理由もここにある。

今回、連立政権の「政策合意」に、「唯一の被爆国として、義に基づく恒久世界平和の建設に寄与する道」を提言している。

ここにいう「確保」とは、江田ビジョンや石橋構想が前提としてきた護憲運動の成果であり、「新生」が、そこを土台にした対抗構想の提起にあたるのはいうまでもない。これらが連立政権の「政策合意」で裏づけられてはじめて、「9条維持のもとでの安全保障」は展望できる。平和憲法確保を基盤とし、新生への展望——より安全度の高い、かつ持続性ある東アジアの安全保障環境の創造は、現実を見据えた国民合意の取り付けと、前文理念および9条の、外へ向けた発信によってのみ出現する。「密約安保の半世紀」を「つぎの五〇年」につなぐ対抗構想構築への努力が「安保五〇年の総括」でなければならぬ。たまたまその時期に公表された「検証委報告書」は、その「他山の石」であるとともに、あらたな第一歩として生かされるべきである。

また、てしお

一九三八年、福岡県生まれ。長崎放送記者（一九六一〜七一年）をへてフリージャーナリスト（軍事・核・太平洋問題）。東京国際大学教授（一九九五〜二〇〇五年）。現在、沖縄大学客員教授。著書に『日本防衛新論』（一九八一年現代の理論社）、「自衛隊は何をしてきたのか」（一九〇年ちくまライブラリー）、「自衛隊をどうするか」（編著 一九九二年 岩波新書）、「在日米軍基地の収支決算」（二〇〇〇年ちくま新書）、「国会審議から防衛を読み解く」（編著 〇三年 三笠堂）、「自衛隊 変容のゆくえ」（〇七年 岩波新書）、「9条で政治を変える 平和基本法」「従属」から「自立」へ日米安保を変える（〇八、〇九年 いずれも高文研）など多数。